

## 携帯用徘徊センサー機器貸借仕様書

1 件 名 糸魚川市携帯用徘徊センサー貸与事業

2 貸借期間 令和3年9月1日～令和6年8月31日

### 3 業務内容

#### (1) 目的

認知症等により徘徊行動が見られる又は徘徊行動のおそれのある認知症高齢者等を介護する者（以下「介護者」という。）に対して携帯用徘徊センサー（以下「機器」という。）を貸与し、徘徊する認知症高齢者等の早期発見と安全確保を図り、併せて介護者の心理的な不安を解消することを目的とする。

#### (2) 用語の定義

- ① 機 器：市が借受者に貸与する携帯用徘徊センサー機器（子機：発信機、親機：受信機）をいう。
- ② 借 受 者：糸魚川市携帯用徘徊センサー貸与事業実施要綱（平成30年告示第199号）第6条に基づき、機器貸与の承認を受けた者をいう。
- ③ 受 注 者：市との契約に基づき、市に機器を貸借する者をいう。

#### (3) 個人情報保護体制

- ① 受注者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、糸魚川市個人情報保護条例を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- ② 受注者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。本契約終了後も同様とする。

#### (4) 機器の機能

市が借受者に貸与する機器は、次のとおりとする。

なお、いずれの機器も特定無線設備を取り扱う場合、電波法令で定められている工事設計認証を受けていること。

- ① 子機（発信機）
  - ・認知症である本人（以下「本人」という。）が携帯し易いように形状などに工夫がなされていること。
  - ・充電方法が簡単で、かつ1回の充電で30日間以上の連続使用が可能であること。
  - ・本人は携帯するだけで特別な操作を必要としないこと。
  - ・屋外において、建物など障害物があっても位置確認ができ、本人の搜索活動に支障がないこと。
  - ・日常生活防水機能を備えていること。
- ② 親機（受信機）
  - ・操作が簡単であること。
  - ・充電方法が簡単であること。
  - ・必要時には複数台同時使用して搜索活動することが可能であること。

#### (5) 機器の使用、管理

- ① 受注者は、適時に借受者に対して機器の適正な使用・維持管理について指導・助言するものとする。

- ② 受注者は、機器の正常な状態を維持するための保守点検を年1回以上行うものとする。  
なお、保守点検実施日から次の保守点検実施日まで90日間以上あけること。
- ③ 受注者は、上記②の保守点検を実施する際、併せて借受者から機器の使用状況を聞き取り、適切かつ効果的な機器の活用につながるよう、借受者に上記①のとおり指導・助言を行う。
- ④ ②による保守点検を実施した際には、翌月10日までに借受者の氏名、実施日時、指導・助言内容を市に文書をもって報告する。
- ⑤ 受注者は、市から指示を受けた場合、その指示のあった日から原則1か月以内に市が指定する借受者に機器を届け、併せて上記①のとおり指導・助言を行う。
- ⑥ 受注者は、市から機器回収の指示があった場合、又は本契約期間が終了した場合は、速やかに市が指定する借受者から機器を回収するものとする。
- ⑦ 高齢者の徘徊事案が発生するなど緊急時において、市から指示があった場合、受注者は、2時間以内に市が指定する台数の機器を指定場所に届けるものとする。

#### 4 機器の届先等

受注者は、市が指定する借受者に指定台数の機器を届けるものとする。

#### 5 貸借台数（見込）

子機／6台、親機／12台（年間）

#### 6 賃貸借料

次の費用を含めて算定するものとする。

- (1) 機器の貸与費
- (2) 機器の保守・管理費（借受者への機器の適正な使用・維持管理にかかる指導・助言費用含む）
- (3) 機器の定期点検費

#### 7 賃貸借料及び請求方法

- (1) 本契約の賃貸借料は月額料金とし、以下のとおり算定する。  
子機1台あたり契約単価×貸付台数※+親機1台あたり契約単価×貸付台数※  
※月の途中で機器を貸付又は回収した場合は契約単価を日割計算（円未満端数切捨）する。
- (2) 本契約期間内の賃貸借料は、900,000円（税込）を上限とする。
- (3) 受注者は上記(1)により算出した当該月の賃貸借料（月額）の請求書を翌月10日までに市に提出するものとし、市は適法な請求書を受理した日から30日以内に受注者に支払うものとする。

#### 8 その他

- (1) 本契約は、地方自治法第234条の3及び同法施行令第167条の17並びに糸魚川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく長期継続契約とする。
- (2) 本契約の変更又は解除にあたっては、事前に市と受注者との協議するものとする。
- (3) 本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、当市予算の歳入歳出当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約を変更又は解除することができるものとする。
- (4) 市又は受注者は、相手方が正当な理由なくして本契約に違反したときは、本契約を解除することができる。
- (5) 前2項の契約の解除に伴い、解除の時から契約期間満了時までの契約金額に基づき、双方協議のうえ違約金を相手方に請求することができる。この場合、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。
- (6) 本契約の実施にあたり、疑義が生じた場合は、市と受注者との協議のうえ決定する。